

(別紙2) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務

No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	子育て助成課	7	児童福祉法による里親の認定, 養育里親の登録, 療育の給付, 障害児入所給付費, 高額障害児入所給付費, 特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給, 医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施, 負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	障害福祉課 こども育成課	8	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供, 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	子育て支援課	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	健康推進課	10	予防接種法による予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	障害福祉課	11	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	障害福祉課	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	障害福祉課	14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察, 入院措置, 費用の徴収, 退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	生活支援課	15	生活保護法による保護の決定及び実施, 保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	税制課 市民税課 資産税課 納税管理課 納税推進課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市営住宅課	19	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	福祉保険課	20	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	学務課	27	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
13	国民健康保険課 納税管理課 納税推進課	30	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市民課	31	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給, 保険料その他徴収金の徴収, 基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	障害福祉課	34	知的障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	市営住宅課	35	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	防災課	36の2	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	子育て助成課	37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	長寿社会課	41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子育て助成課	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
21	子育て助成課	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	子育て助成課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	障害福祉課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
25	母子保健課 子育て助成課	49	母子保健法による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出, 未熟児の訪問指導, 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	職員厚生課 子育て助成課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	国民健康保険課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給, 保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	福祉保険課 生活支援課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	介護保険課 長寿社会課	68	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	健康推進課	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置, 費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	健康推進課	76	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市民課	83	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	子育て支援課 障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	こども育成課	94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	市営住宅課	61の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	市民課	95	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙3) 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務

別表第一(第3条関係)

No.	移転先	条例上の根拠	移転先における用途
1	子育て助成課	1	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給, 障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給, 障害福祉サービスの提供, 負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2	障害福祉課	2	身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3	生活支援課	3	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4	税制課 市民税課 資産税課 納税管理課 納税推進課	4	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5	市営住宅課	5	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6	国民健康保険課 納税管理課 納税推進課	5の2	国民健康保険法による保険給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7	障害福祉課	6	知的障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
8	市営住宅課	7	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの
9	長寿社会課	8	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
10	子育て助成課	9	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの
11	母子保健課 子育て助成課	10	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

12	国民健康保険課	10の2	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
13	市営住宅課	10の3	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
14	福祉保険課 生活支援課	11	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
15	介護保険課 長寿社会課	12	介護保険法による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
16	子育て支援課 障害福祉課	13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
17	こども育成課	13の2	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
18	生活支援課	14	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
19	子育て助成課	14の2	児童福祉法による障害児通所支援の提供, 負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
20	介護保険課 長寿社会課	15	介護サービス利用者負担額等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
21	市営住宅課	16	旭川市営住宅条例による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二(第4条関係)			
No.	移転先	条例上の根拠	移転先における用途
1	生活支援課	1	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2	福祉保険課 生活支援課	2	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	福祉保険課 生活支援課	3	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
4	学務課	4	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの